

佐久市役所庁舎内 弁当等販売仕様書

佐久市役所庁舎内における弁当等の販売に関する仕様は、以下のとおりとします。

1 概要

- (1) 業務名：佐久市役所庁舎内 弁当等販売業務
- (2) 販売場所：佐久市役所本庁舎 1階 食堂他
- (3) 販売期間：令和 8 年 6 月 15 日から令和 8 年 9 月 30 日まで（試行実施）
- (4) 販売時間：午前 11 時から午後 2 時まで（準備・撤収時間を含む。）

2 条件等について

1. 販売方法及び決済：対面販売とし、キャッシュレス決済の導入に努めること。
2. 販売商品：弁当、おにぎり、パン、惣菜、麺類、飲料等、その場での調理を要しない完成品に限る。
3. 製造場所の制限：佐久市内に所在し、食品衛生法に基づく適切な営業許可（そうざい製造業）を受けた施設で製造されたものであること。
4. 調理等の禁止：庁舎内での製造、加工又は調理（加熱やつぎ分けを含む）は一切行わないこと。
5. 衛生管理：夏季の販売となるため、適切な温度管理を行い、食中毒防止に万全を期すこと。また、生産物賠償責任保険（PL 保険）等に参加していること。
6. 清掃・ゴミ回収：販売終了後は清掃を行い、販売に伴うゴミ（空き容器等）は事業者が全て回収して持ち帰ること。庁舎内のゴミ箱への廃棄は厳禁とする。
7. 撤収：午後 2 時までに完全撤収すること。終了時刻を超えた滞在は認めない。
8. 事故の責任：販売した食品に起因する事故は、全て事業者の責任において対処し、市は一切の責任を負わない。

3 費用・設備等について

- 利用料：免除（無料）とする。
- 光熱水費：市が提供する照明以外の電気・ガス・水道の使用は不可。
- 備品：販売用の机等は市が貸与する。その他必要なレジ、保冷設備等は事業者が用意すること。

4 問い合わせ先

佐久市役所人財課職員係（内線 428、431、435）